佐賀県道路公社･三瀬トンネル料金所自動販売機設置事業者募集要領

佐賀県道路公社が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をご承知のうえ、お申し込みください。

１　目　的

公社有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、有料道路利用者サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

２　公募物件

場　所：佐賀県道路公社･三瀬トンネル料金所の南側トイレ付近の自動販売機用上屋(屋根)内
所在地：佐賀市三瀬村三瀬1665-3
面　積：貸付区画①4.55m2、②4.55m2、③4.68m2の３区画（別添公募物件配置図参照）
用　途：飲食用自動販売機（酒類不可）

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。
また、貸付区画内での自動販売機の大きさや設置台数は設置事業者の自由とします（別添公募物件配置図には、想定の配置を示しています）。
設置予定箇所は屋外ですが、すべて上屋（屋根）があります。

３　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項に該当する者でないこと。
(2) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(3) 破産手続きの開始の決定を受けた者でないこと。
(4) 応募申込期間の最終日の６か月前から応募申込期間の最終日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
(5) 応募者又はその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
　ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
　イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
　ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
　エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
　オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
　カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
　キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(8) (7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人でないこと。
(9) 法人にあっては佐賀県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては佐賀県内で事業を営んでいること。

(10) 県税を滞納していないこと。
(11) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
(12) 公募物件と同じ場所に設置していた自動販売機に係る県有財産賃貸借契約について、令和３年４月１日以降に中途解除をしていないこと。

４　公募条件等

(1) 自動販売機を設置するための公社有財産の賃貸借

(2) 貸付条件等

ア）貸付期間

令和９年４月１日から令和１２年１月３１日までとします。

ただし、道路公社が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他公社が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ）賃貸借料

貸付区画ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって、年額貸付料とし、各年度当初に公社が発行する請求書により公社が指定する日までに全額納入してください。

なお、当箇所は上屋（屋根）がありますが、屋外扱いとされているため、消費税は非課税となっています。

※応募価格には、光熱水費は含まないものとします。

ウ）光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費は設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置に当たって、光熱水費を算定するための子メーターを設置事業者の負担で設置し、貸付料とは別に、公社が算定した光熱水費について、公社が発行する納入通知書により公社が指定する日までに納入してください。

エ）環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

(3) 使用上の制限

ア）貸付条件を遵守し、貸付料及び光熱水費等を定められた納入期限までに確実に納入してください。

イ）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ）飲食用自動販売機については、缶、ペットボトル、紙パック、または紙コップ等の容器入りとし、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないでください。

また、酒類の販売はできません。

エ）自動販売機を取り替える場合は、甲に届け出てください(様式任意)。

(4) 維持管理責任

ア）商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。

イ）商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

ウ）盗難等により商品や自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧してください。

なお、設置事業者の損害については、道路公社の責に帰することが明らかな場合を除き、

公社はその責を負いません。

エ）特に利用者が増えると予想される期間や行事等が行われたときは商品の売り切れや、釣り銭不足が起こらないように商品や釣り銭の補充頻度を十分考慮してください。

オ）使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付区画ごとに１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置してください。回収ボックス内及び自動販売機周辺に放置された使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を保ってください。

カ）衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

キ）自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等のための必要な安全措置を講じること。

ク）自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応する。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

(5) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

また、設置事業者は、道路公社に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

５　応募申込手続

(1) 申込方法

下記の申込先に必要書類を提出してください。

【申込先及びお問い合わせ先】

佐賀県道路公社　経営管理課　担当：野田

〒840-0041　佐賀市城内一丁目６番５号　（佐賀県庁南館３Ｆ）

電話　0952-20-2040

(2) 申込期間

令和８年１１月２０日から令和８年１２月１０日

(3) 必要な書類

次の書類を提出してください。

ア）公社自動販売機設置事業者募集参加申請書（裏面誓約書）

イ）自動販売機設置に係る応募申込書

ウ）県税の納税証明書　※「未納の税額がない旨の証明(全税目)」

エ）（法人）法人登記簿謄本　（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（個人）住民票記載事項証明書

オ）事業概要

（法人）会社概要（様式任意）

（個人）創業日・事業内容・事業実績等がわかるもの（様式任意）

カ）設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

キ）法令等の規定により許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていることを証する書類の写し

※ウ及びエは、発行後３ヶ月以内のものに限ります。

※ウ、エ、オ、キについては、今回の公募で複数箇所の応募をする場合は、原本を一つのみ提出してください。他の箇所は提出の必要はありません。ただし、どの箇所に提出したかがわかるように、記載をしてください。

例）県税の納税証明書、法人登記簿謄本、事業概要・・・・は〇〇道路料金所に添付しています。等

※イは、長三(120×235㎜)または長四(90×205㎜)の封筒に入れ、密封して提出してください。封筒には「自動販売機設置に係る応募申込書」、「設置場所：〇〇道路料金所」、「会社名：㈱〇〇社」を縦書きで記入してください。

６　設置事業者の決定

(1)資格審査

提出された必要書類の審査を行い、応募資格要件に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。

なお、資格審査の中で、応募者等が暴力団関係者でないことを警察当局に照会、確認することとしていますので、ご承知ください。

(2) 価格審査および決定の方法

１者あたり２区画までの応募ができます。

選定対象者のうち、公社が定めた最低貸付料以上で、応募価格が上位から３位までの応募申込みを行った者を設置事業者とします。

区画については、上位者の選択により順次決定します。

なお、同価格の場合は、後日、くじにより決定します。

また、各応募者の応募価格が、公社が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、応募資格を有する当初応募者の中で設置を希望する者から再度応募申込書を提出していただき、設置事業者を選定する場合があります。

(3) 応募申込書等（添付書類を含む）の書換え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア）応募資格のない者が行った応募申込み

イ）応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ）応募申込書等の金額、氏名、その他主要な部分について誤字誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ）記名を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み

オ）応募申込書等に虚偽の記載を行った応募申込み

カ）応募者が同一貸付区画について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み

キ）申込期限を過ぎた応募申込み

ク）応募に関し、佐賀県道路公社の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み

ケ）前各号に掲げるものの他、この「募集要領」に規定に違反した者の応募申込み

(5) 開札について

ア）開札日：令和８年１２月１５日(火)　１０：００から

イ）開札場所：佐賀県庁南館３Ｆ　佐賀県道路公社

ウ）資格審査により入札参加資格を確認し、１２月１４日までに電話連絡します。

この入札は郵便入札により行います。別添の「郵便入札時の注意事項について」を参照してください。

開札日当日に出席する必要はありません。

(6) 結果の公表

設置事業者の決定後、結果を公表します。

また、応募者数等の応募状況、設置事業者名及び契約価格について、道路公社において公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

７　設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

ア）正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合

イ）設置事業者が応募の資格を失った場合

８　契約事務等

設置事業者の決定後、当該事業者と公社有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

９　参考

三瀬トンネル有料道路の年間通行台数は令和６年度が約２２５万台、令和７年度が約２３３万台です。

また、令和７年度の自動販売機全体の販売実績は、約１万６千本です。

公募物件の位置等については、別添公募物件配置図のとおりです。

【地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167 条の４ 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２ 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1)契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

公社自動販売機設置事業者募集参加申請書

年　　月　　日

佐賀県道路公社理事長　平尾　健　様

申請人　住　　所
氏　　名(名称)
電　　話
生年月日

目　　的(用　　途)		自動販売機の設置
物件の表示	所　　在	佐賀市三瀬村三瀬1665-3 三瀬トンネル料金所の南側トイレ付近の自動販売機用上屋(屋根)内
	物件の明細	貸付区画の①から③のいずれか
希望の期間		令和　９年４月　１日から 令和１２年１月３１日まで
希望の区画数		区画
販売予定品目		
添付書類		(1)　使用計画 (2)　関係図面

注1　申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。
　2　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

この様式に記載された個人情報は公社自動販売機設置事業者募集参加申請に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

（裏面）

誓　　約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□　自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。

また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

1　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

2　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

3　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

4　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

5　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

6　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

自動販売機設置に係る応募申込書

年　　月　　日

佐賀県道路公社理事長　平尾　健　様

申請人　住　　所
　　氏　　名(名称)

佐賀県道路公社・三瀬トンネル料金所自動販売機設置事業者の募集について、募集要領の各条項の内容を承知の上、下記のとおり応募します。

また、募集要領の応募資格要件に定める資格をすべて満たしていることを誓約します。

１　設置希望場所及び応募価格

設　置　場　所	応募価格（年額貸付料）						
	百万	十万	万	千	百	十	円
三瀬トンネル料金所 貸付区画①から③のいずれか						0	0

２　２区画を希望する場合の２区画目の応募価格

設　置　場　所	応募価格（年額貸付料）						
	百万	十万	万	千	百	十	円
三瀬トンネル料金所 貸付区画①から③のいずれか						0	0

※　１　１区画のみ希望される者は、「１　設置希望場所及び応募価格」のみ、応募価格をご記入ください。　また、２区画希望される方は、「２　２区画を希望する場合の２区画目の応募価格」にも応募価格をご記入ください。

※　２　応募価格は、年額とし、百円単位で記入してください。今回の設置場所は上屋がありますが、屋外扱いとされているため、消費税は非課税となります。

※　３　応募価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「￥」又は「金」を記入してください。

郵便入札時の注意事項について

● 郵便入札を行うに当たっては以下のことにご注意ください。

1 郵便入札においては、以下の書類を角二封筒（以下「外封筒」という。）に密封し、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の配達時に記録が残る郵便の方法により、入札書提出期限までに佐賀県道路公社に到達するよう、ゆとりをもって早めに郵送してください。なお、この入札は郵便入札であるため、持参による入札は認めないものとします。

○内封筒に同封する書類

① 応募申込書・・　必要事項を記入のうえ、長三又は長四封筒（以下「内封筒」という。）に入れてください。

なお、イ）自動販売機設置に係る応募申込書の日付けは、開札日（令和8年12月15日）を記入してください。（図１参照）

○外封筒に同封する書類

② 応募申込に必要な書類・・・・・・自動販売機設置事業者募集要領の５ 応募申込手続 ・ (3) 必要な書類 イを除くア～キの書類

2 外封筒の表書きには、宛先を「佐賀県道路公社 経営管理課」とし、左上に朱書きで「応募申込書在中」と明記して下さい。また、申込者名（商号又は名称のみで可。）、住所及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記入してください。なお、裏書きには、公募名及び所在地を記入して下さい。（図２参照）

3 外封筒は、一募集につき一封筒として下さい。また、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 次のいずれかに該当したときは、その郵便入札の入札参加者の入札は無効とします。

① 一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の配達時に記録が残る郵便の方法以外の方法で入札書を提出した入札

② 郵便局受領時刻が入札書の提出期限日の24時を過ぎている入札

③ 外封筒、内封筒及び応募申込書に記入された公募名、所在及び入札参加者名が佐賀県道路公社からの 応募申込と一致しない申込

5 応募申込を辞退する場合（応募申込書郵送後を含む。）は、開札日の前日の１７時までに書面をもって、佐賀県道路公社 経営管理課まで届け出て下さい。

6 設置事業者の決定者がいない場合は、別途通知します。

7 設置事業者の決定者には、開札日当日、落札決定を通知します。

【図１】　長三又は長四封筒（内封筒）

表

公募名　三瀬トンネル料金所
自動販売機設置応募申込
所在地　佐賀県〇〇市〇〇〇〇〇地内
会社名　〇〇株式会社

【図２】　角ニ封筒（外封筒）

表

簡易書留等　8 4 0　0 0 4 1

朱書き

応募申込書在中　←大きい字で見やすく記入

佐賀県道路公社　経営管理課　御中
佐賀市城内一丁目６番５号

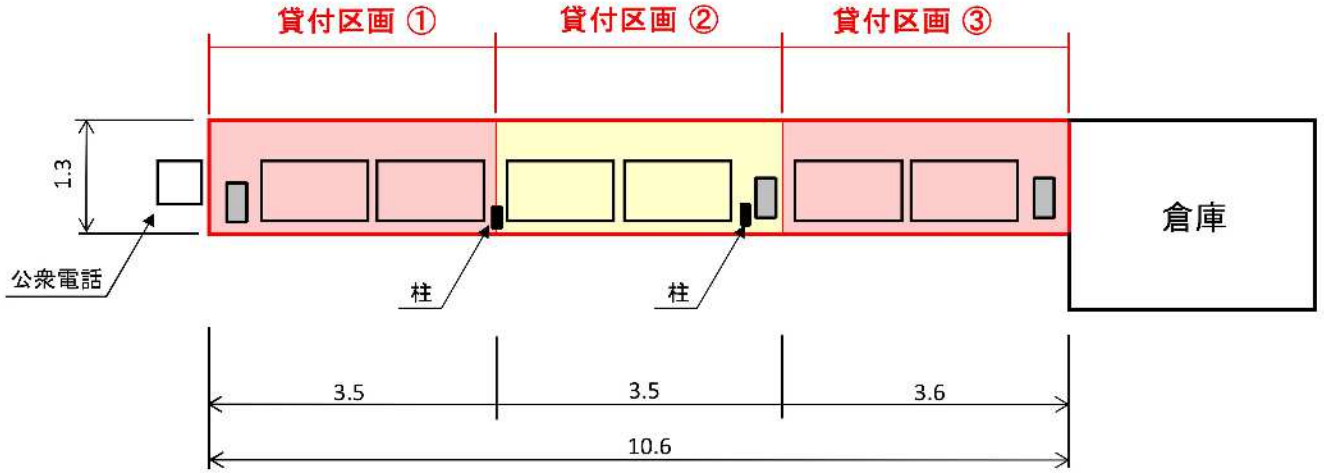
〇〇株式会社
〒〇〇〇－〇〇〇〇
佐賀県〇〇〇〇－〇－〇
TEL〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

裏

公募名　三瀬トンネル料金所
自動販売機設置応募申込
所在地　佐賀県〇〇市〇〇〇〇〇地内

公募物件配置図

三瀬トンネル管理事務所南側トイレ付近

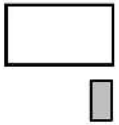


※ 自動販売機は上屋内に設置する

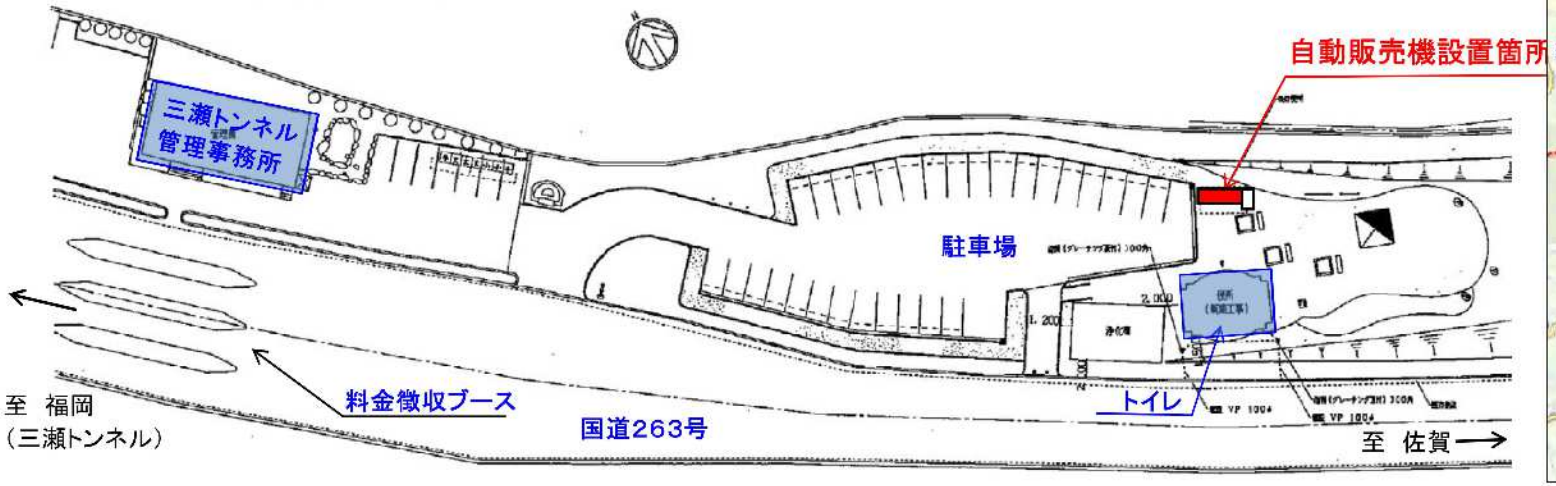
貸付区画①、②、③について同時に入札し、上位3者で決定する。
区画については上位者より選んで選定する。
（今回は区画ごとの「取り抜け」ではない）

区画① 面積＝3.5×1.3＝4.55m2
区画② 面積＝3.5×1.3＝4.55m2
区画③ 面積＝3.6×1.3＝4.68m2

計画 6台
区画内での自動販売機の大きさや設置台数は設置事業者の自由とする。



公募物件平面図



位置図



公社有財産賃貸借契約書

公社有財産について、佐賀県道路公社（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条　甲が乙に賃貸し、乙が賃借する物件（以下「賃貸借物件」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借物件					参考
所在地	財産名称	区分	貸付箇所	貸付面積	
佐賀市三瀬村三瀬1665-3	飲食用自動販売機設置	土地	貸付区画①	4.55 ㎡	

（指定用途）

第３条　乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機（使用済み容器の回収ボックスを含む。）の設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は令和９年４月１日から令和１２年１月３１日までとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

（賃貸借料）

第５条 賃貸借料は年額　金○○○○○○円とする。

２　１年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割り計算により算定した額とし、その算定した額に１０円未満の端数があるときは、その１０円未満の端数の額は１０円に切り上げるものとする。

３　前項の１年未満の期間について、１月未満の期間がある場合は、これを月に切り上げて計算する。

（賃貸借料の支払）

第６条　乙は、甲が発行する請求書により、各年度当初の４月中に、賃貸借料の１年分全額を甲に支払わなければならない。

（子メーターの設置及び光熱水費の支払い）

第７条　乙は、第５条に定める賃貸借料のほか、設置する自動販売機の稼動に要する光熱水費を負担するものとし、使用量を計測する子メーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

２　甲は、前項の子メーターにより使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。
ただし、自動販売機を撤去する際は、子メーターの計測は、乙が行い甲に報告するものとする。

３　乙は、甲の発行する請求書により、甲が指定する日までに、前項の光熱水費を甲に支払わなければならない。

（遅延利息）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由により第６条に定める期限までに賃貸借料を納付しない場合、又は前条第３項に定める期限までに光熱水費を納付しない場合には、それぞれの期限の翌日から、納付した日までの期間につき年３．０パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（費用負担）
第９条　自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（賃貸借物件の引渡し）
第１０条　甲は、第４条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（転貸の禁止）
第１１条　乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

（管理義務）
第１２条　乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（第三者への損害の賠償義務）
第１３条　乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
２　甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（商品等の盗難又は毀損）
第１４条　盗難及び天災地変その他甲の責に帰することのできない事由により、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、乙が損害を受けた場合は、甲はその責を負わない。

（実地調査等）
第１５条　甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）
第１６条　乙は、第３条、第１１条及び前条に定める義務に違反したときは、金（賃貸借料年額）円を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由によるものと甲が認めたときは、この限りではない。
２　前項に規定する違約金は、違約罰であって、第２０条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（契約の解除）
第１７条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
２　甲は、賃貸借物件を国、県その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合には、本契約を解除することができる。
３　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から２か月以上怠ったとき。
(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
(5) 甲の書面による承諾なく、乙が２か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
(11) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又はイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
４　乙は、賃貸借期間中において、本契約の解約を請求しようとするときは、解約しようとする日の３ヶ月前までに理由を付した書面を甲に提出しなければならない。
５　甲は、前項の規定による解約の請求について、その理由が真にやむを得ないものとして認められる場合、本契約の解約を認めるものとする。

（乙の原状回復義務）
第１８条　乙は、賃貸借期間が満了し、又は契約が解除されたときは、乙の負担により賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

（賃貸借料の精算）
第１９条　甲は、第１７条第２項及び第５項の規定による本契約の終了の場合は、既納付の賃貸借料から第５条第２項及び第３項に定める方法により算定した経過期間に係る賃貸借料を控除した額を、乙に返還するものとする。
２　前項の返還額について、その額が 100 円未満の場合は、返還しないものとする。

（損害賠償）
第２０条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
２　第１７条第１項から第３項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、乙は甲にその損害を請求することができない。

（有益費等の請求権の放棄）
第２１条　乙は、本契約の終了により、賃貸借物件を甲に返還するときは、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）
第２２条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（その他注意事項）
第２３条　乙は、賃貸借物件を第３条に規定する指定用途に供するに当たり、次の各号について遵守するものとする。
(1)　販売品目は、清涼飲料水の場合、缶又はペットボトル、紙パック又は紙コップ入り等とし、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。契約期間内に自動販売機を取り替える場合は、甲に届け出ること(様式任意)。

(2)　酒類の販売は行わないこと。
(3)　商品の賞味期限等に注意するとともに、商品・釣り銭の補充管理を適切に行うこと。
(4)　使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付区画内ごとに１個以上の割合で設置し、乙の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。特に回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度については十分配慮すること。
(5)　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
(6)　自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等のための必要な安全措置を講じること。
(7)　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
(8)　自動販売機の維持管理を行う際に当該有料道路を利用する場合の通行料金は、乙が負担するものとすること。

（疑義の決定）
第２４条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）
第２５条　本契約に関する訴えの管轄は、佐賀県道路公社の所在地を管轄区域とする佐賀地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和８年１２月　　日

貸主（甲）　住　所　　佐賀市城内一丁目６番５号

氏　名　　佐賀県道路公社
理事長　　平尾　　健　　㊞

借主（乙）　住　所　　〇〇〇〇〇〇〇〇

氏　名　　〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇　　㊞

公社有財産賃貸借契約書

公社有財産について、佐賀県道路公社（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条　甲が乙に賃貸し、乙が賃借する物件（以下「賃貸借物件」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借物件					参考
所在地	財産名称	区分	貸付箇所	貸付面積	
佐賀市三瀬村三瀬1665-3	飲食用自動販売機設置	土地	貸付区画②	4.55 ㎡	

（指定用途）

第３条　乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機（使用済み容器の回収ボックスを含む。）の設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は令和９年４月１日から令和１２年１月３１日までとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

（賃貸借料）

第５条 賃貸借料は年額　金○○○○○○円とする。

２　１年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割り計算により算定した額とし、その算定した額に１０円未満の端数があるときは、その１０円未満の端数の額は１０円に切り上げるものとする。

３　前項の１年未満の期間について、１月未満の期間がある場合は、これを月に切り上げて計算する。

（賃貸借料の支払）

第６条　乙は、甲が発行する請求書により、各年度当初の４月中に、賃貸借料の１年分全額を甲に支払わなければならない。

（子メーターの設置及び光熱水費の支払い）

第７条　乙は、第５条に定める賃貸借料のほか、設置する自動販売機の稼動に要する光熱水費を負担するものとし、使用量を計測する子メーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

２　甲は、前項の子メーターにより使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。
ただし、自動販売機を撤去する際は、子メーターの計測は、乙が行い甲に報告するものとする。

３　乙は、甲の発行する請求書により、甲が指定する日までに、前項の光熱水費を甲に支払わなければならない。

（遅延利息）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由により第６条に定める期限までに賃貸借料を納付しない場合、又は前条第３項に定める期限までに光熱水費を納付しない場合には、それぞれの期限の翌日から、納付した日までの期間につき年３．０パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（費用負担）
第９条　自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（賃貸借物件の引渡し）
第１０条　甲は、第４条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（転貸の禁止）
第１１条　乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

（管理義務）
第１２条　乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（第三者への損害の賠償義務）
第１３条　乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
２　甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（商品等の盗難又は毀損）
第１４条　盗難及び天災地変その他甲の責に帰することのできない事由により、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、乙が損害を受けた場合は、甲はその責を負わない。

（実地調査等）
第１５条　甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）
第１６条　乙は、第３条、第１１条及び前条に定める義務に違反したときは、金（賃貸借料年額）円を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由によるものと甲が認めたときは、この限りではない。
２　前項に規定する違約金は、違約罰であって、第２０条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（契約の解除）
第１７条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
２　甲は、賃貸借物件を国、県その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合には、本契約を解除することができる。
３　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から２か月以上怠ったとき。
(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
(5) 甲の書面による承諾なく、乙が２か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継

続しがたい事態になったと認めたとき。
(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
(11) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又はイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
４　乙は、賃貸借期間中において、本契約の解約を請求しようとするときは、解約しようとする日の３ヶ月前までに理由を付した書面を甲に提出しなければならない。
５　甲は、前項の規定による解約の請求について、その理由が真にやむを得ないものとして認められる場合、本契約の解約を認めるものとする。

（乙の原状回復義務）
第１８条　乙は、賃貸借期間が満了し、又は契約が解除されたときは、乙の負担により賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

（賃貸借料の精算）
第１９条　甲は、第１７条第２項及び第５項の規定による本契約の終了の場合は、既納付の賃貸借料から第５条第２項及び第３項に定める方法により算定した経過期間に係る賃貸借料を控除した額を、乙に返還するものとする。
２　前項の返還額について、その額が 100 円未満の場合は、返還しないものとする。

（損害賠償）
第２０条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
２　第１７条第１項から第３項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、乙は甲にその損害を請求することができない。

（有益費等の請求権の放棄）
第２１条　乙は、本契約の終了により、賃貸借物件を甲に返還するときは、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）
第２２条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（その他注意事項）
第２３条　乙は、賃貸借物件を第３条に規定する指定用途に供するに当たり、次の各号について遵守するものとする。
(1)　販売品目は、清涼飲料水の場合、缶又はペットボトル、紙パック又は紙コップ入り等とし、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。契約期間内に自動販売機を取り替える場合は、甲に届け出ること(様式任意)。
(2)　酒類の販売は行わないこと。
(3)　商品の賞味期限等に注意するとともに、商品・釣り銭の補充管理を適切に行うこと。

(4)　使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付区画内ごとに１個以上の割合で設置し、乙の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。特に回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度については十分配慮すること。
(5)　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
(6)　自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等のための必要な安全措置を講じること。
(7)　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
(8)　自動販売機の維持管理を行う際に当該有料道路を利用する場合の通行料金は、乙が負担するものとすること。

(疑義の決定)
第２４条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)
第２５条　本契約に関する訴えの管轄は、佐賀県道路公社の所在地を管轄区域とする佐賀地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和８年１２月　　日

貸主（甲）　住　所　　佐賀市城内一丁目６番５号

氏　名　　佐賀県道路公社
理事長　　平尾　　健　　㊞

借主（乙）　住　所　　〇〇〇〇〇〇〇

氏　名　　〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇　　㊞

公社有財産賃貸借契約書

公社有財産について、佐賀県道路公社（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条　甲が乙に賃貸し、乙が賃借する物件（以下「賃貸借物件」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借物件					参考
所在地	財産名称	区分	貸付箇所	貸付面積	
佐賀市三瀬村三瀬1665-3	飲食用自動販売機設置	土地	貸付区画③	4.68 ㎡	

（指定用途）

第３条　乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機（使用済み容器の回収ボックスを含む。）の設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は令和９年４月１日から令和１２年１月３１日までとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

（賃貸借料）

第５条 賃貸借料は年額　金○○○○○○円とする。

２　１年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき月割り計算により算定した額とし、その算定した額に１０円未満の端数があるときは、その１０円未満の端数の額は１０円に切り上げるものとする。

３　前項の１年未満の期間について、１月未満の期間がある場合は、これを月に切り上げて計算する。

（賃貸借料の支払）

第６条　乙は、甲が発行する請求書により、各年度当初の４月中に、賃貸借料の１年分全額を甲に支払わなければならない。

（子メーターの設置及び光熱水費の支払い）

第７条　乙は、第５条に定める賃貸借料のほか、設置する自動販売機の稼動に要する光熱水費を負担するものとし、使用量を計測する子メーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

２　甲は、前項の子メーターにより使用量を計測し、光熱水費を計算するものとする。
ただし、自動販売機を撤去する際は、子メーターの計測は、乙が行い甲に報告するものとする。

３　乙は、甲の発行する請求書により、甲が指定する日までに、前項の光熱水費を甲に支払わなければならない。

（遅延利息）

第８条　乙は、その責めに帰すべき事由により第６条に定める期限までに賃貸借料を納付しない場合、又は前条第３項に定める期限までに光熱水費を納付しない場合には、それぞれの期限の翌日から、納付した日までの期間につき年３．０パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（費用負担）
第９条　自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（賃貸借物件の引渡し）
第１０条　甲は、第４条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（転貸の禁止）
第１１条　乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

（管理義務）
第１２条　乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（第三者への損害の賠償義務）
第１３条　乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
２　甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（商品等の盗難又は毀損）
第１４条　盗難及び天災地変その他甲の責に帰することのできない事由により、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、乙が損害を受けた場合は、甲はその責を負わない。

（実地調査等）
第１５条　甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）
第１６条　乙は、第３条、第１１条及び前条に定める義務に違反したときは、金（賃貸借料年額）円を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由によるものと甲が認めたときは、この限りではない。
２　前項に規定する違約金は、違約罰であって、第２０条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（契約の解除）
第１７条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
２　甲は、賃貸借物件を国、県その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合には、本契約を解除することができる。
３　甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
(1) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から２か月以上怠ったとき。
(2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
(3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
(5) 甲の書面による承諾なく、乙が２か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継

続しがたい事態になったと認めたとき。
(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
(11) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又はイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
４　乙は、賃貸借期間中において、本契約の解約を請求しようとするときは、解約しようとする日の３ヶ月前までに理由を付した書面を甲に提出しなければならない。
５　甲は、前項の規定による解約の請求について、その理由が真にやむを得ないものとして認められる場合、本契約の解約を認めるものとする。

（乙の原状回復義務）
第１８条　乙は、賃貸借期間が満了し、又は契約が解除されたときは、乙の負担により賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

（賃貸借料の精算）
第１９条　甲は、第１７条第２項及び第５項の規定による本契約の終了の場合は、既納付の賃貸借料から第５条第２項及び第３項に定める方法により算定した経過期間に係る賃貸借料を控除した額を、乙に返還するものとする。
２　前項の返還額について、その額が 100 円未満の場合は、返還しないものとする。

（損害賠償）
第２０条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
２　第１７条第１項から第３項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、乙は甲にその損害を請求することができない。

（有益費等の請求権の放棄）
第２１条　乙は、本契約の終了により、賃貸借物件を甲に返還するときは、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）
第２２条　本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（その他注意事項）
第２３条　乙は、賃貸借物件を第３条に規定する指定用途に供するに当たり、次の各号について遵守するものとする。
(1)　販売品目は、清涼飲料水の場合、缶又はペットボトル、紙パック又は紙コップ入り等とし、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。契約期間内に自動販売機を取り替える場合は、甲に届け出ること(様式任意)。
(2)　酒類の販売は行わないこと。
(3)　商品の賞味期限等に注意するとともに、商品・釣り銭の補充管理を適切に行うこと。

(4)　使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付区画内ごとに１個以上の割合で設置し、乙の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。特に回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度については十分配慮すること。
(5)　衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
(6)　自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等のための必要な安全措置を講じること。
(7)　自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
(8)　自動販売機の維持管理を行う際に当該有料道路を利用する場合の通行料金は、乙が負担するものとすること。

（疑義の決定）
第２４条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）
第２５条　本契約に関する訴えの管轄は、佐賀県道路公社の所在地を管轄区域とする佐賀地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和８年１２月　　日

貸主（甲）　住　所　　佐賀市城内一丁目６番５号

氏　名　　佐賀県道路公社
理事長　　平尾　　健　　㊞

借主（乙）　住　所　　〇〇〇〇〇〇〇

氏　名　　〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇　　㊞